

平成 27 年 4 月 1 日

## 藤田医科大学における研究に係わる 利益相反ポリシー

藤田医科大学（以下、本学という）においては、研究対象者の保護を最優先とし、社会の理解と信頼を得て、産学連携活動を伴う研究を活発かつ適正に推進するために、研究に係わる利益相反を適切に管理する。

### （利益相反）

研究に係わる利益相反とは、研究実施者及び研究を審査する者が、実施する研究によって得られる利益と、良識に基づく教育・研究の実践者としての大学人の責務又は最善の医療を提供する医療従事者としての責務等が相反する危険性を伴う状況をいう。

### （審査）

本学利益相反委員会（以下、本委員会という）は、本学で実施されるヒトゲノム・遺伝子解析研究、臨床研究、疫学研究等の研究に係わる利益相反を審査し、その透明性を確保し、適切な管理を図る。

### （申告者）

本学で実施される研究の研究責任者と分担研究者等は、研究の実施前と実施後及び定期的に本委員会に必要な事項を申告し、社会から懸念をもたれることのないように留意する。本委員会の審査責任者も同様とする。

### （申告事項）

申告事項には研究に関係する企業・団体等からの申告者及び生計を同じくする配偶者・両親・子どもへの経済的な利益関係を含む。経済的な利益関係とは、企業・団体等からの個人的収入（診療及び公的活動を除く）、受託研究費等（受託研究、共同研究、コンソーシアム、実施許諾・権利譲渡、技術研修、委員等の委嘱、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金・奨学寄付金の受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式の保有等（株式（公開・未公開を問わない）、出資金、ストックオプション、受益権等）をいう。

### （個人情報保護）

申告された個人情報は本委員会で厳格に管理され、研究に係わる利益相反の審査以外に使用されない。